

地方独立行政法人玉野医療センター業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人玉野医療センターの業務運営等に関する規則（令和3年玉野市規則第1号）の規定に基づき、地方独立行政法人玉野医療センター（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により玉野市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、救急医療を始めとした安全で安心な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び玉野市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人玉野医療センター定款（以下「定款」という。）第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 災害時における医療救護を行うこと。
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(内部統制に関する基本方針)

第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、玉野市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(役職員の倫理等に関する事項)

第6条 法人は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理及び行動に関する指針を定めるものとする。

(理事会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第7条 法人は、理事会の設置及び役員の方掌に関する規程等を整備するものとする。

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第8条 法人は、中期計画等の策定及び評価について、適切に実施するための体制を整備するものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

第9条 法人は、内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。

(リスク評価と対応に関する事項)

第10条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適正な対応を可能とする規程等を整備するものとする。

(情報伝達及び情報システムに関する事項)

第11条 法人は、情報伝達及び情報システムに関する規程等を整備するとともに、業務変更に伴う情報システムの改変を適宜速やかに行うものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第12条 法人は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第13条 法人は、監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。

(内部監査に関する事項)

第14条 法人は、内部監査を担当する部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第15条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に実施される仕組みを整備するものとする。

(入札・契約に関する事項)

第16条 法人は、入札及び契約が適正に執行されるよう、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。

(予算の適正な配分に関する事項)

第17条 法人は、予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第18条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報をWeb等で公開するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第19条 法人は、職員の人事管理に関する規程等を整備するものとする。

(業務の委託)

第20条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的に業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第21条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第22条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争、指名競争、随意契約又はせり売りによることができるものとする。

2 法人は、前項の規定による契約に関して、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。

(役員等の損害賠償責任)

第23条 役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の役員等の損害賠償責任は、市長の承認がなければ、免除することができない。

(委任)

第24条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この業務方法書は、令和3年4月1日から施行する。